

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2013年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学研究科	教育学専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科・教育学専攻・博士前期課程 2 年	井筒優菜	印
指導教員	所属・職名	氏名	
	文学部	北澤毅	印
自然・人文・社会の別	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 社会	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 共同 名
研究課題名	大津いじめ自殺事件の社会構築主義アプローチによる研究		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科・教育学専攻・博士前期課程 2 年	井筒優菜	
研究期間	2013 年度		
研究経費	(支出金額)	173 千円	／ (採択金額) 200 千円

研究の概要 (200~300 字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は近年メディアで大きく報じられるようになった「いじめ自殺」という言説が社会においてどのように構築されたかについて社会構築主義のアプローチで明らかにするものである。

いじめ自殺問題の中でも、2011年7月4日以降大きな社会問題になった「大津いじめ自殺事件」を対象とし、報道によって構築されるいじめ自殺言説の有り様を明らかにした。特に一連の報道の中で起きた大津市教育長襲撃事件に焦点を当て分析を行い、いじめ自殺言説の構築過程・社会問題と当事者性について論文にまとめた。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入)

[社会構築主義] [社会問題の社会学] [言説分析]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

今回の研究成果を修士論文(題目「社会問題における『当事者』へのまなざし—大津市教育長はなぜ襲撃されたのか—」)において以下のようにまとめた。

まず第一にマスメディア報道が作る「事実」によってある対象に「当事者」性が付与される過程を、構築主義の立場から論じた。ここでは「いじめ自殺言説」の成立と教師はじめとする学校関係者の「当事者」性の関係性を見ていくことで、誰が「当事者」性を担うかという問題は出来事が社会においてどのように語られるかという問題であることを明らかにした。つまり社会における「子どもの自殺」の語られ方によって教師はじめとする学校関係者に「当事者」性が付与されるかどうかは左右されるのである。「いじめ自殺事件」において私たちが自明視している教師はじめとする学校関係者の「当事者」性は、「子どもの自殺」の社会問題化の過程で作られる「いじめ自殺」という事実性によって作られるものであって、決して“自明”なものではないであることを示した。

そして第二に、「当事者」と責任の関係について述べた。「いじめ自殺事件」を始めとする社会問題において、私たちは責任の所在を明らかにするために因果関係を明確にしなければならないという因果論的思考に捕われている。しかし因果論的思考とは「いじめ自殺」という事実性と「当事者」性を担う人々の責任を根拠付け結びつけるための“解釈枠組み”であることを、実証命題としての因果論と比較することで明らかにした。その上で、「当事者」性を担う人々の責任とは因果関係によって決まるのではなく、サックス(1972)が提唱した成員カテゴリー集合の持つ権利義務関係という社会的規範を基準にして決まるものであることを指摘した。だからこそ私たちは、事件に直接的な関係のない人物にも(加害者以外にも)責任が問えるのである。更にヘスターとエグリン(1997)の議論を参照しながら、成員カテゴリー集合の権利義務関係によってメンバーに要求される活動は、それが問題になる文脈や社会の人々の知識などによって異なるという点にも言及し、「いじめ自殺言説」という知識の有無によって、教師・生徒関係の権利義務関係において要求される教師の活動は異なることを指摘した。「いじめ自殺言説」が自明視されている現在において、子どもの自殺に対して“いじめの SOS に気づけなかったこと”や“適切に対応しなかったこと”が生徒との権利義務関係を破った活動として記述可能になり、いじめに気づけなかったことが責任を問う根拠になってしまうのである。「当事者」性を担うということは、社会問題化によって作られる「事実」を受け入れざるをえない状況に追い込まれることであり、また成員カテゴリー集合の権利義務関係に基づいて責任を負うべきカテゴリーを担うことでもある。つまりこの社会的「事実」と社会規範としての「責任」によって二重に拘束されることで、社会からの非難のまなざしから逃れられなくなるのである。

第三に、教師はじめとする学校関係者への非難に焦点を当てながら「大津いじめ自殺事件」の経緯を整理し、教育長襲撃事件を分析することで「当事者」性を担うことになる人物が、具体的にどのような立場に追い込まれていくのかを明らかにした。この襲撃事件は個人同士の私事的な犯行ではなく、「大津いじめ自殺事件」の「当事者」性を担った「教育長」に対する「市民」によるテロ行為であることを、ヘスターとエグリン(2000)が提唱したカテゴリー化とテロの問題を参照しながら明らかにした。

第四に、社会問題において「当事者」性を担う人々に向けられる社会のまなざしの暴力性について、「いじめ自殺事件」における教師はじめとする学校関係者に焦点を当てた形で、その問題点と今後の対処方法の可能性について言及した。「いじめ自殺事件」において学校関係者が担う「当事者」性は、外部から付与されるものであり、その「当事者」性を受け入れることは支配的なカテゴリーを付与されることでもある。「支配的カテゴリー」とはサックス(1979)の言葉だが、例えば教師や学校関係者は“教師はいじめの SOS に気づくべき”という外部からの「教師」像を押し付けられるということである。そしてこの支配的カテゴリーとしての「教師」は、全国の「教師」カテゴリーを担う人々にも影響をもたらすことになってしまう。そして教師や学校関係者

研究成果の概要 つづき

が現場で行っていることを自分たちの言葉で提示していくことが非常に難しくなる。またそのような支配的カテゴリーによって、教師と生徒の権利義務関係にも影響をもたらし、お互いに信頼関係が築けなくなり悩みを抱えた子どもを更に追い込んでしまう可能性を指摘した。そこでそのような「支配的カテゴリー」に対抗するために教師自身が「革命的カテゴリー」を作り出す必要性を説いた。「革命的カテゴリー」とはそのカテゴリーに伴う知識体系をメンバー自身が書き換える新たなカテゴリーのことであり、「支配的カテゴリー」に対抗し自立するためのカテゴリーである。「革命的カテゴリー」を作り出すことで、教師自身の言葉と知識でもって一方的な「当事者」性付与に立ち向かえる可能性を示した。本研究で明らかにしたことは主に以上のことである。

以上の論文においては主に新聞報道を中心に分析をしたが、教育社会学会において発表では週刊誌報道における大津いじめ自殺事件の構築過程についてレトリック分析の観点から明らかにした。その際の分析結果、発表時の質疑応答における考察も上記論文に組み込み、本研究は大津いじめ自殺事件の新聞・週刊誌両者の分析を可能にした。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 該当なし

② 該当なし

③ 該当なし

④ 学会発表：井筒優菜，2013，「いじめ問題の諸相(1)―『大津いじめ自殺』事件にみる『社会問題』の構築―【第2報告】『大津いじめ自殺』問題の展開：週刊誌の社会的機能とその物語特性」第65回日本教育社会学会(埼玉大学)発表報告